# 定　　款

株式会社ニッソウ

# 定　　款

## 第１章　総　　則

（商　　号）
第 １ 条　当会社は、株式会社ニッソウと称し、英文では、Nissou Co., Ltd.と表示する。

（目　　的）
第 ２ 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．住宅リフォームの企画、設計、施工
２．建設工事の企画、設計、施工
３．不動産の管理、賃貸、売買、仲介、売買受託、コンサルティング及び鑑定
４．産業廃棄物の収集運搬、処理及び処分
５．経営上必要と認める事業に対する投資
６．有価証券の取得、保有、投資及び運用
７．前各号に附帯関連する一切の業務

（本店の所在地）
第 ３ 条　当会社は、本店を東京都世田谷区に置く。

（機　　関）
第 ４ 条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
１．取締役会
２．監査等委員会
３．会計監査人

（公告の方法）
第 ５ 条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第 ６ 条　当会社の発行可能株式総数は、３，２００，０００株とする。

（単元株式数）
第 ７ 条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第 ８ 条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
① 会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
② 会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第 ９ 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）
第１０条　当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第３章　株　主　総　会

（招　　集）
第１１条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１２条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年７月３１日とする。

（招集権者及び議長）

第１３条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第１４条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１５条　株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

（電子提供措置等）

第１６条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第１７条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は１０名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役は５名以内とする。

（取締役の選任）

第１８条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

２　取締役の選任は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第１９条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２０条　当会社は、取締役会（監査等委員である取締役を除く。）の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名、役付取締役若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２１条　取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）

第２２条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第２３条　取締役会は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の方法）

第２４条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第２５条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第２６条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第２７条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。

（取締役の責任免除及び責任限定契約）

第２８条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第４２３条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第５章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第２９条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第３０条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第３１条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第３２条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規程）

第３３条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第６章　会計監査人

（選任方法）

第３４条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第３５条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（報酬等）

第３６条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除及び責任限定契約）

第３７条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会決議をもって、同法第４２３条第１項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、会計監査人との間に同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第７章　計　　算

（事業年度）

第３８条　当会社の事業年度は、毎年８月１日から翌年７月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第３９条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第４０条　当会社の期末配当の基準日は、毎年７月３１日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年１月３１日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（剰余金の配当等の除斥期間）

第４１条　剰余金の配当は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

# 附　則

（監査役の責任免除）

第　１　条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、第３４回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。